

契 約 図 書

鳥取県砂防関係施設長寿命化点検業務委託(その4)(砂防メンテナンス)(補助)(国補正)

【当 初】

業 務 概 要 書

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 業 務 名 | 鳥取県砂防関係施設長寿命化点検業務委託（その4）（砂防メンテナンス）（補助）（国補正） |
| 2 | 業 務 場 所 | 八頭郡智頭町 |
| 3 | 履 行 期 間 | 276日間 |
| 4 | 事 業 目 的 | |
| 5 | 業 務 内 容 | 測量業務
現地踏査 L=18.6km
砂防設備点検（既存施設） L=1.9km

設計業務
年次計画の更新（砂防設備） N=33ユニット |

[illegible][illegible]

**位置図
(八頭郡智頭町)**

この地図は、秋田県八頭郡の智頭町と八頭市の地域を示しています。赤い枠で囲まれた「その4」は、特定の区域を指します。地図には、河川、道路、地形などの詳細が描かれています。スケールは1:50,000です。

[illegible]

【共通】

業務名：鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務委託(その4)(砂防メンテナンス)(補助)(国補正)

特記仕様書

第1(目的・主旨)

本業務は、鳥取県砂防関係施設長寿命化計画に基づき、智頭町内の砂防施設、急傾斜施設の点検業務を実施するものである。

第2(適用範囲)

この特記仕様書によるほか、次の仕様書によること。

- ・測量業務共通仕様書(平成28年4月20日改定)
- ・設計業務共通仕様書(平成30年4月16日改定)
- ・鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務委託(砂防)特記仕様書(令和4年12月16日改定)
- ・鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務委託(急傾斜)特記仕様書(令和4年12月16日改定)
- ・鳥取県砂防関係施設長寿命化計画点検業務委託(地すべり)特記仕様書(令和4年12月16日改定)

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
追加				業務内容		測量業務 現地踏査 L=18.6km 砂防設備点検(既存施設) L=1.9 km 設計業務 年次計画の更新(砂防設備) N=33 ユニット
追加				資料の貸与及び返却		本業務において必要となる資料については、初回打合せ時において、双方確認し貸与することとする。
追加				関係官公庁への手続き等		本業務の実施にあたり、関係官公庁と協議が必要となることが想定される場合には、調査職員に速やかに報告すること。
追加	1			地元関係者との交渉等		個人情報の取扱については、個人の権利利益を侵害することのないよう留意するとともに、情報を収集する際には、目的の範囲内で行うこと。
追加				打合せ等		本業務における打合せ等は、以下の区切りにおいて行うこととし、中間打合せは1回を見込んでいる(中間打合せの回数については、必要に応じて協議すること。) ・業務着手時点、中間(1回)、業務完了(納品)時 なお、業務着手時及び業務完了時には、管理技術者は立会うこと。
追加				成果物の提出		成果物の内容、部数については各特記仕様書に明記しているので、事前に確認すること。 ・報告書 1部 ・電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R) 3部 オンライン電子納品の場合は、「電子媒体(CD-ROM 又は DVD-R)」及び「紙媒体」の提出は不要 また、本業務は、電子納品対象業務であり、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htm に掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。 なお、環境配慮等の観点から報告書の体裁等については、下記を原則とするが、これによりがたい場合は調査職員と協議し、決定すること。 ・箱は、報告書(A4版)が入る再使用、再資源化可能な紙製のものを使用し、持ち手等にプラスチック等を使用しないこと。 また、業務名等の貼り紙は、納品年度で色分けすることとし、

【共通】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
						R7年度は青色とする。以降、茶色→緑色→黄色→赤色→青色の順番に各年度で色分けを行う。(5年サイクル) ・報告書は、パイプ式ファイル(両開き、2穴、汎用品)を使用し、内容表示は着脱可能な背表紙(表表紙は不要)のみとする。 ・報告書は、両面印刷とする。(A3版等両面印刷が困難な場合を除く)
追加				業務カルテ登録方法		受託者は、財団法人日本建設情報総合センターへ、フロッピーディスクの郵送又はインターネットを通じてオンラインで登録することが出来る。
追加				疑義等		業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
追加				労働環境の改善に向けた取組		本業務の実施にあたっては、受発注者双方の労働環境の改善を図るため、「労働環境の改善に向けた取組について(平成29年1月31日付第201600158128号県土整備部長通知)」に基づき、受発注者双方でワンデーレスポンス、ウェンズデー・ホーム等の労働環境の改善に向けた取組を実施すること。
追加				履行状況報告書		履行状況報告書を月毎に提出すること。履行状況報告書の様式は問わない。業務計画書に掲載の業務計画工程表に実績(赤色)を対照したもので可とする。なお、業務工程表には提出時点での状況、課題や問題、当面の目標・予定、次回打合せ(時期及び打合せ内容)を記載すること。
追加				協議書		「業務委託に関する協議書」の様式については、別添の「業務委託に関する協議書」を適用する。
追加				遠隔臨場		当業務は遠隔臨場の対象である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。
追加				設計変更等取扱要領		設計変更等については https://www.pref.tottori.lg.jp/303205.htmに掲載された最新の「測量等業務設計変更等取扱要領」によること。
追加				情報共有システム		当業務は情報共有システムの対象である。情報共有システムの活用を希望する場合は、 https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.htmに掲載された本業務調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」によること。
追加				作業数量について		点検延長及び点検結果により「更なる変状」「新たな変状」が見られた場合の計画更新にかかる作業数量については、発注時は見込み数量として計上している。 実施において、点検結果に伴い作業数量が変更になる場合は別途協議すること。

【 測量業務】

編	章	節	条	見 出 し	項	特記及び追加仕様事項
	1		108	現場代理人	3	資格要件は調達公告による。
	1		109	主任技術者	3	資格要件は調達公告による。
	1		110	照査技術者	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。 なお、照査に当たっては、調査・測量・設計業務共通仕様書 (及び別添)中の「測量チェックマニュアル(案)」及び、調査職員の 指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
	1		113	打合せ等	2 5	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切において 行うこととし、中間1回を予定している。 なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者は立ち 会うこと。
				その他		測量範囲・内容については、設計内容を確認の上、調査職員 と協議し決定すること。 既存測量データ・資料(他機関が実施した航空測量データなど) が利用可能な場合は積極的に活用するものとし、実施に当 たって調査職員と協議すること。

【設計業務】

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
1	1		1106	管理技術者	3	資格要件は調達公告による。
1	1		1107	照査技術者及び 照査の実施	1	本業務は、照査技術者を定め照査を実施する。なお、照査に当たっては、「詳細設計照査要領」及び、調査職員の指示によること。
					3	資格要件は調達公告による。
1	1		1110	打合せ等	2 4	本業務における打合せ協議は、下記の主要な区切りにおいて行うこととし、当初・中間1回・成果納品時の計3回を予定している。 なお、業務着手時及び業務完了時には管理技術者は立ち会うこと。

業 務 委 託 に 関 する 協 議 書

業 務 名				位 置			
受 注 者							
履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日						
委 託 料	円						
協 議 事 項							
上記のとおり協議します。							管理・主任技術者
令和 年 月 日							
承諾・指示の回答希望期限日 令和 年 月 日			左記日程を希望する理由				
受付確認課長補佐 (主任調査員) 印							
回 答 理 由							
概算増減額	約 千円 増・減						
上記のとおり（承諾・指示）してよろしいか伺います。							
令和 年 月 日							
所 長	副 所 長	課 長	合 議	調査職員			
上記のとおり（承諾・再協議）します。							調査職員
令和 年 月 日							
(上記のとおり承諾・別添のとおり再協議) します。							管理・主任技術者
令和 年 月 日							

業 務 履 行 状 況 報 告 書

(例)

業務名			
工 期	～		
受注者名			
日 付	(月 分)		
月 別	計画工程 % () は工程変更後	実施工程 %	備 考
(記事欄) 当該月の実施工程に係わる内容について記載すること			

課長	課長補佐	係長	合議	調査職員

管理 技術者	担当 技術者

注) 実施工程が、計画工程より10%以上遅れた場合は、工期限内に完了できるよう計画工程を見直すこと。

鳥取県砂防関係施設長寿命化計画更新業務委託（砂防） 特記仕様書（案）

1. 業務概要

本業務は、県土整備部の管理する砂防設備（砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する「砂防設備」）の点検、健全度評価を実施した上で、健全度評価において要対策と評価された砂防設備について、健全度の他、保全対象に基づく重要度等を考慮して、修繕等の優先度を設定するとともに、対策工法を選定、概算工事費を算出し、砂防設備の機能低下を防止し、所定の機能及び性能を長期にわたり維持・確保し続けるための鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の更新（案）を策定するものである。

2. 適用範囲

本業務の履行に当たっては、「測量業務共通仕様書（最終改定平成28年4月1日）」、「設計業務共通仕様書（最終改定平成28年10月7日）」によるほか、この特記仕様書によること。

3. 業務内容

- ・「鳥取県長寿命化計画策定マニュアル（案）」
（令和2年8月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「策定マニュアル」という。）
- ・「鳥取県砂防関係施設長寿命化計画」
（平成31年3月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「長寿命化計画」という）
- ・「砂防関係施設点検要領（案）」
（令和4年3月、国土交通省砂防部）（以下「点検要領」という。）
- ・「砂防関係施設点検要領（案）鳥取県補足版」
（令和2年8月、鳥取県県土整備部治山砂防課）（以下「点検要領補足版」という。）

以上の基準により現地調査を実施し、あわせて既存点検記録や台帳資料等を参考に「長寿命化計画」に係る各点検様式・健全度評価・優先度等資料の更新・修正を行う。（既存設備を対象）また、設備設置から5年が経過し、初めて設備点検するユニットについては、各点検様式・健全度評価・優先度等資料の作成を行う。（新設設備を対象）

本業務は、「策定マニュアル」と「点検要領」及び「点検要領補足版」に沿って実施するが、今後「長寿命化計画」の更新にあたって、特に次の事項について留意して業務を実施することとする。また、令和4年7月から運用開始した砂防インフラ維持管理システム（以下「システム」という。）を活用して業務を実施すること。本業務で使用する点検様式は、システムで使用する様式とする。

（1）計画準備

業務の目的を把握した上で発注者から貸与された資料を整理し、業務計画書を作成する。

（2）資料整理

1）資料収集整理

県土整備部の管理する砂防設備について、「長寿命化計画」及び設備台帳や評価ユニット資料、既往の点検結果及び図面データ等の本業務で必要となる「資料」を確認・整理する。

なおここでいう「資料」は発注者が収集し、受注者へ貸与する。そのため、受注者が独自に収集する資料は原則無いものと想定している。

2）過年度点検調書のシステム登録 ※本項目を実施しない場合は削除する。

◇既存設備を対象

- ・点検実施するユニットの過年度点検調書をシステムへ登録する。

（3）現地踏査並びに砂防設備点検

1) 対象設備

県土整備部の管理する砂防設備。

なお砂防設備の点検、評価は、「策定マニュアル」に従って、床固工及び砂防堰堤に該当する横断構造物（以下「横構造物」という。）で区分した評価単位（以下「1ユニット」という。）を基本的に業務実施する。

- ・砂防堰堤の1ユニットとは、堰堤本体から副堰堤（垂直壁）までの砂防設備（護岸含む）。
- ・床固工及び溪流保全工の1ユニットとは、床固工とそれに付随する取付護岸。

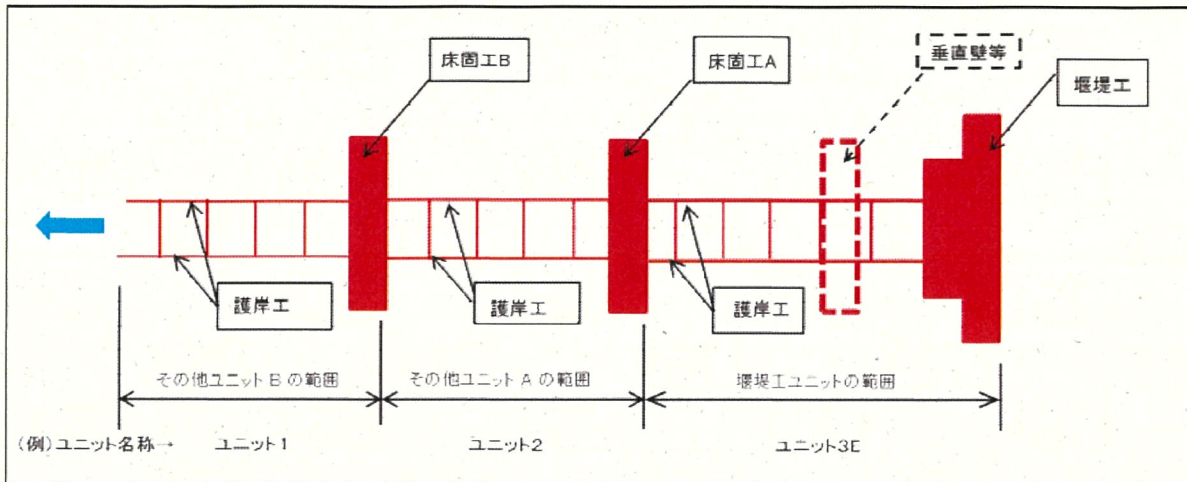


図-1 ユニットのイメージ

2) 方法

○現地踏査

◇既存設備を対象

- ・現地踏査とは「目視」を標準として、前回点検結果における部位ごとの変状について、前回点検時からの「新たな変状」または「更なる変状」の有無を確認する。
- ・このときの現地踏査延長は、溪流に沿って「踏査した延長」である。

◇新設設備を対象

- ・現地踏査とは「目視」を標準として、変状箇所を抽出する。
- ・このときの現地踏査延長は、溪流に沿って「踏査した延長」である。

○砂防設備点検

◇既存設備を対象

- ・砂防設備点検とは、変状のある部位に「新たな変状」または「更なる変状」がないか砂防設備点検を実施するものである。
- ・修繕により機能回復した設備についても点検する。

例) 現地踏査のみ 「a」→「a」

砂防設備点検 「a」→「b」、「a」→「c」、「b」→「c」、「b」→「b」、「c」→「c」、
「c」→「b」、「c」→「a」、「b」→「a」等

- ・実際に点検する場合は、設備の変状及び健全度を把握するにあたり、発注者から貸与された長寿命化計画に基づいたユニット毎に点検要領及び点検要領補足版【砂防設備編】に従って砂防設備の点検を実施する。
- ・このとき、既存点検記録及び台帳等資料との確認を行うものとし、現地状況が異なる場合には点検個票に漏れなく記載することとし、今後の台帳更新の基礎資料とする。
- ・このときの点検延長は、実際に「砂防設備を点検した延長」であり、現地踏査延長ではない。
- ・点検延長は、流心方向の距離を基本とする。
- ・横構造物（堰堤・床固等）について、設備の配置特性から流心方向の距離を計測することが困難であるため、正面から見て横方向・縦方向を流心方向に読み替え距離を計測する。

- ・砂防堰堤を点検する際は堆砂状況を記録しておくこと。(八頭県土追記)
- ・現場条件により、これにより難しい場合は、発注者と協議すること。

◇新設設備を対象

- ・実際に点検する場合は、設備の変状及び健全度を把握するにあたり、発注者から貸与された長寿命化計画に基づいたユニット毎に点検要領及び点検要領補足版【砂防設備編】に従って砂防設備の点検を実施する。
- ・このとき、台帳等資料との確認を行うものとし、現地状況が異なる場合には点検個票に漏れなく記載することとし、今後の台帳更新の基礎資料とする。
- ・このときの点検延長は、実際に「砂防設備を点検した延長」であり、現地踏査延長ではない。
- ・点検延長は、流心方向の距離を基本とする。
- ・横構造物（堰堤・床固等）について、設備の配置特性から流心方向の距離を計測することが困難であるため、正面から見て横方向・縦方向を流心方向に読み替え距離を計測する。
- ・砂防堰堤を点検する際は堆砂状況を記録しておくこと。(八頭県土追記)
- ・現場条件により、これにより難しい場合は、発注者と協議すること。

3) 点検結果のとりまとめ

◇既存設備を対象

- ・現地踏査と設備点検結果により、各点検様式の更新を行う。
- ・補修計画の更新を行う。※様式5（進行性確認・補修計画）

◇新設設備を対象

- ・現地踏査と設備点検結果により、各点検様式の作成を行う。
- ・補修計画の作成を行う。※様式5（進行性確認・補修計画）

4) 補修計画システム登録 ※本項目を実施しない場合は削除する。

◇既存設備を対象

- ・点検実施するユニットの補修計画をシステムへ登録する。※様式5（進行性確認・補修計画）

(4) 健全度評価

◇既存設備を対象

設備の健全度は、設備点検結果を基に「策定マニュアル」及び「点検要領補足版」に従って評価する。評価する対象のユニットは前回点検したユニットにおける部位ごとの変状に「新たな変状」または「更なる変状」がみられるユニット、または修繕工事等によりその「機能・性能の回復」がみられるユニットのみ評価の更新をする。

◇新設設備を対象

設備の健全度は、現地点検結果を基に「策定マニュアル」及び「点検要領補足版」に従って評価する。

(5) 修繕等の優先順位設定の更新

◇既存設備を対象

「策定マニュアル」に基づく点検により、健全度評価において前回点検時と比較して「更なる変状」や「新たな変状」が見られ、要対策と評価されたユニットのみについて、保全対象との位置関係等を考慮して、修繕等の優先度の設定を更新する。

(※「修繕等の優先順位の設定」作業自体は、区域調書等の既存資料から策定マニュアル（第Ⅱ編P 2-2）表2. 2より各指標の判定を行い、設備の評価点を算出する作業）

◇新設設備を対象

「策定マニュアル」に基づく点検により、健全度評価において要対策と評価されたユニットのみについて、保全対象との位置関係等を考慮して、修繕等の優先度を設定する。

(※「修繕等の優先順位の設定」作業自体は、区域調書等の既存資料から策定マニュアル(第Ⅱ編P 2-2)表2. 2より各指標の判定を行い、設備の評価点を算出する作業である)

(6) 対策工法の選定及び概算工事費の算出

◇既存設備を対象

「策定マニュアル」に基づき、健全度評価において前回点検時と比較して「更なる変状」や「新たな変状」が見られ、要対策と評価されたユニットのみについて、修繕等の対策工法を選定し、概算工事費を算出する。

ただし、「対策工法の選定」については、既に「長寿命化計画」において選定されているため、対策工法そのものが別の工法に選定し直すことはおおむね無いものと見込んでいる。

(※「対策工法の選定」とは策定マニュアル中の一覧表の中(第Ⅱ編P 3-1～)から対策工法を選定する作業であり、「概算工事費の算出」とは想定される数量に対して、選定した工法の金額(第Ⅱ編P 3-4～)を乗ずる作業である。なお、一覧表で選定できない対策工法については別途協議により調整すること。)

◇新設設備を対象

「策定マニュアル」に基づき、健全度評価において要対策と評価されたユニットのみについて、修繕等の対策工法を選定し、概算工事費を算出する。

(※「対策工法の選定」とは策定マニュアル中の一覧表の中(第Ⅱ編P 3-1～)から対策工法を選定する作業であり、「概算工事費の算出」とは想定される数量に対して、選定した工法の金額(第Ⅱ編P 3-4～)を乗ずる作業である。なお、一覧表で選定できない対策工法については別途協議により調整すること。)

(7) 経過観察方法の検討

◇既存設備を対象

経過観察方法の検討は、「策定マニュアル」に基づき、設備の健全度と重要度に応じて点検頻度の設定を更新する。なお点検の結果により健全度評価が更新されたユニットのみ対象とする。

(※「経過観察方法の検討」とは、策定マニュアル中の設定表(第Ⅱ編P 4-3)の中から各設備の健全度と重要度を評価し、点検頻度を設定する作業である。)

◇新設設備を対象

経過観察方法の検討は、「策定マニュアル」に基づき、設備の健全度と重要度に応じて点検頻度を設定する。

(※「経過観察方法の検討」とは、策定マニュアル中の設定表(第Ⅱ編P 4-3)の中から各設備の健全度と重要度を評価し、点検頻度を設定する作業である。)

(8) 年次計画の更新

鳥取県砂防関係施設長寿命化計画に基づき策定された年次計画について、設備点検結果等を反映させ更新する。なお更新するユニットは次のとおりとする。

- ・点検結果により健全度評価が更新されたユニット。
- ・緊急改築・施設修繕等で対策が完了したユニット。(更新に必要な資料については発注者が収集し、受注者へ貸与する。)
- ・新たに設備点検を実施し、健全度評価を策定したユニット。

あわせて、点検・修繕計画について、発注者と協議を行い見直しすること。

各事務所・局単位で長寿命化計画Ⅱ、砂防設備編を策定しており、該当するユニットが管轄する事務所・局における年次計画のみ更新する。

(※「年次計画の更新」とは健全度評価が更新されたユニットの年次計画表(エクセル)について、エクセルの行を入れ替えにより優先順位の入れ替える作業である。)

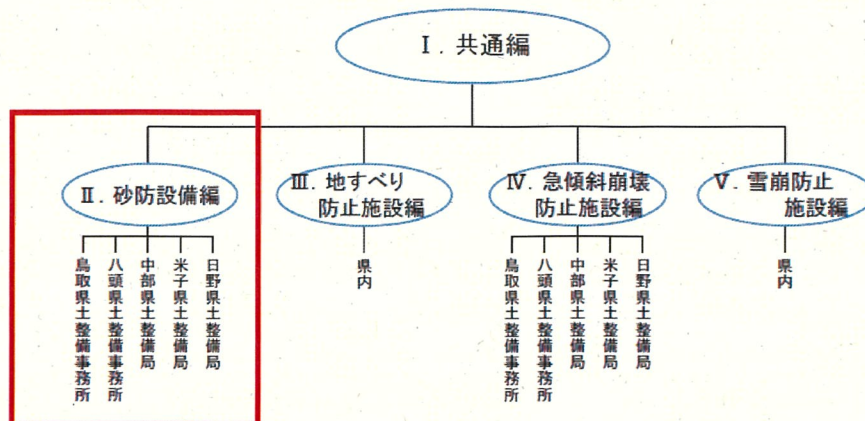


図-3 鳥取県砂防関係施設長寿命化計画の体系図

(9) 施工計画の検討

健全度評価「C1」のユニットにおける修繕について施工順序、資材・部材の搬入計画、仮設計画等の検討を行う。また、「C1」ユニットの近辺に同じく「C1」ユニット、「C2」ユニット、「B」ユニットがある場合は、それらのユニットの修繕についてもあわせて検討する。なお施工方法の検討については、「長寿命化計画」にて既に工法の選定をしているため不要である。

(10) 打合せ協議

打合せ協議は、着手時、中間時1回、完了時の計3回を標準とし、協議は必要に応じて適宜実施するものとする。

(11) 報告書作成

「報告書作成」とは(3)～(8)の各事項で更新・とりまとめた資料を溪流毎に束ねてファイリングする作業である。

4. 成果品

報告書 1部(製本はA4縦パイプ式ファイル)

電子媒体 3部(CD-ROM又はDVD-R)

また、本業務は、電子納品対象業務であり、別途定める「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」に従い、成果物を作成、納品すること。

5. 疑義

- ・業務を遂行するうえで疑義を生じた場合は、調査職員と協議し、速やかに処理すること。
- ・点検方法等で判断を迷う事態が生じた場合は、調査職員へ立会いを求め、その指導等に従い点検するものとする。

6. その他

- ・既存の点検結果を基にして点検を行うが、現地状況に応じて点検項目の変更を行う場合がある。
- ・緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに調査職員へ報告するものとする。

策定 令和元年 9月11日

改定 令和2年11月24日

改定 令和4年11月30日

溪流名: ○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

××コンサルタント(株)

点検箇所名: 堰堤工

点検者: ○○、○○

記入者: ○○

点検結果一覧

部位	変状箇所	変状種別	変状レベル	評価した理由	備 考
側壁護岸	右岸護岸	変状なし	a	-	写真番号: 4
側壁護岸	左岸護岸	変状なし	a	-	写真番号: 5
前庭保護工	水叩き	変状なし	a	-	写真番号: 6
本堰堤	本体下流側	ひび割れ	c	全面的にひび割れW=5mm	写真番号: 7.8.9.10.11.12.13
本堰堤	銘板	変状なし	a	-	写真番号: 14
本堰堤	右岸袖天端	アル骨反応	c	全面的に亀甲状のひび割れW=10mm	写真番号: 15
本堰堤	水通し	アル骨反応	c	全面的に亀甲状のひび割れW=5mm	写真番号: 16
本堰堤	左岸袖天端	アル骨反応	c	全面的に亀甲状のひび割れW=5mm	写真番号: 17.18
本堰堤	本体上流側	アル骨反応	c	全面的に亀甲状のひび割れW=3~5mm	写真番号: 21.22.23.24.25.26.27
附帯施設	間詰護岸	変状なし	a	-	写真番号: 28
本堰堤	本体上流側	変状なし	a	-	写真番号: 29
附帯施設	立入防止柵	変状なし	a	-	写真番号: 30
その他施設	法指定標識その2	倒壊	c	情報提供機能のある法指定標柱が倒壊している。	写真番号: 30
健全度評価			C1		

SAMPLE
更新なし

所 見

本体下流側、上流側、袖部に不規則なひび割れが広範囲に確認できる。アルカリ骨材反応、凍害の影響によるものと推測される。(c)
法指定標柱の倒壊を確認。(c)

以上により健全度をC1と判断する。

溪流名：○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

××コンサルタント(株)

点検箇所名: 溪流保全工

点検者：〇〇、〇〇

記入者 : 〇〇

点検結果一覧

[illegible]

所見

変状が見られず健全である。(a)

以上により健全度をAと判断する。

写真位置図(様式-2)

ユニット12E

溪流名: ○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

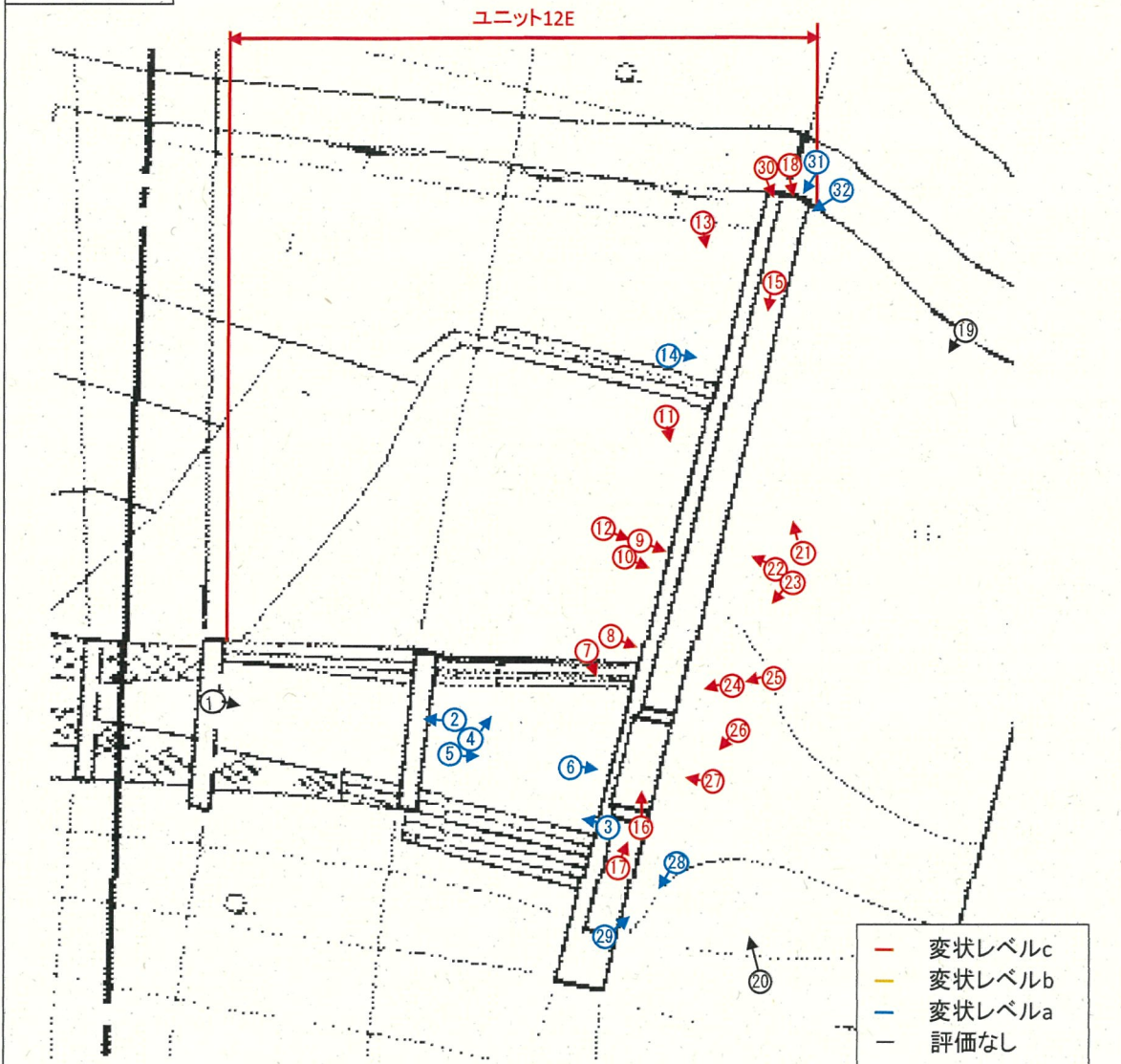
××コンサルタント(株)

点検箇所名: 堰堤工

点検者: ○○、○○

記入者: ○○

写真位置図



周辺状況、アクセス等の現場状況

鳥取県庁前より県道323号線を南下し、『産業道路』交差点を左折、県道31号線を南東へ進む。
途中、『岡益橋北』交差点を左折し、400mほど行くと右側に清水橋があり、橋を渡り直進すると
清水集落となる。神社前に駐車できるスペースがある。
集落内の道は狭く注意が必要である。

SAMPLE

更新なし

溪流名: ○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

××コンサルタント(株)

点検者: ○○、○○

記入者: ○○

点検箇所名: 堰堤工

写真 ※写真は「変状のない施設」についても撮影し、掲載するものとする。



撮影日	2018/5/25			撮影日	2018/5/25		
写真番号	1	部位	本堰堤	写真番号	2	部位	流路工
変状箇所	全景	変状レベル	-	変状箇所	右岸護岸	変状レベル	a
コメント	下流側より撮影			コメント	変状なし、上流側より撮影		



撮影日	2018/5/25			撮影日	2018/5/25		
写真番号	3	部位	流路工	写真番号	4	部位	側壁護岸
変状箇所	左岸護岸	変状レベル	a	変状箇所	右岸護岸	変状レベル	a
コメント	変状なし、堰堤天端より撮影、土砂堆積			コメント	右岸変状なし、植生繁茂		



撮影日	2018/5/25			撮影日	2018/5/25		
写真番号	5	部位	側壁護岸	写真番号	6	部位	前庭保護工
変状箇所	左岸護岸	変状レベル	a	変状箇所	水叩き	変状レベル	a
コメント	左岸変状なし、植生繁茂口			コメント	変状なし		

溪流名: ○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

××コンサルタント(株)

点検箇所名: 堰堤工

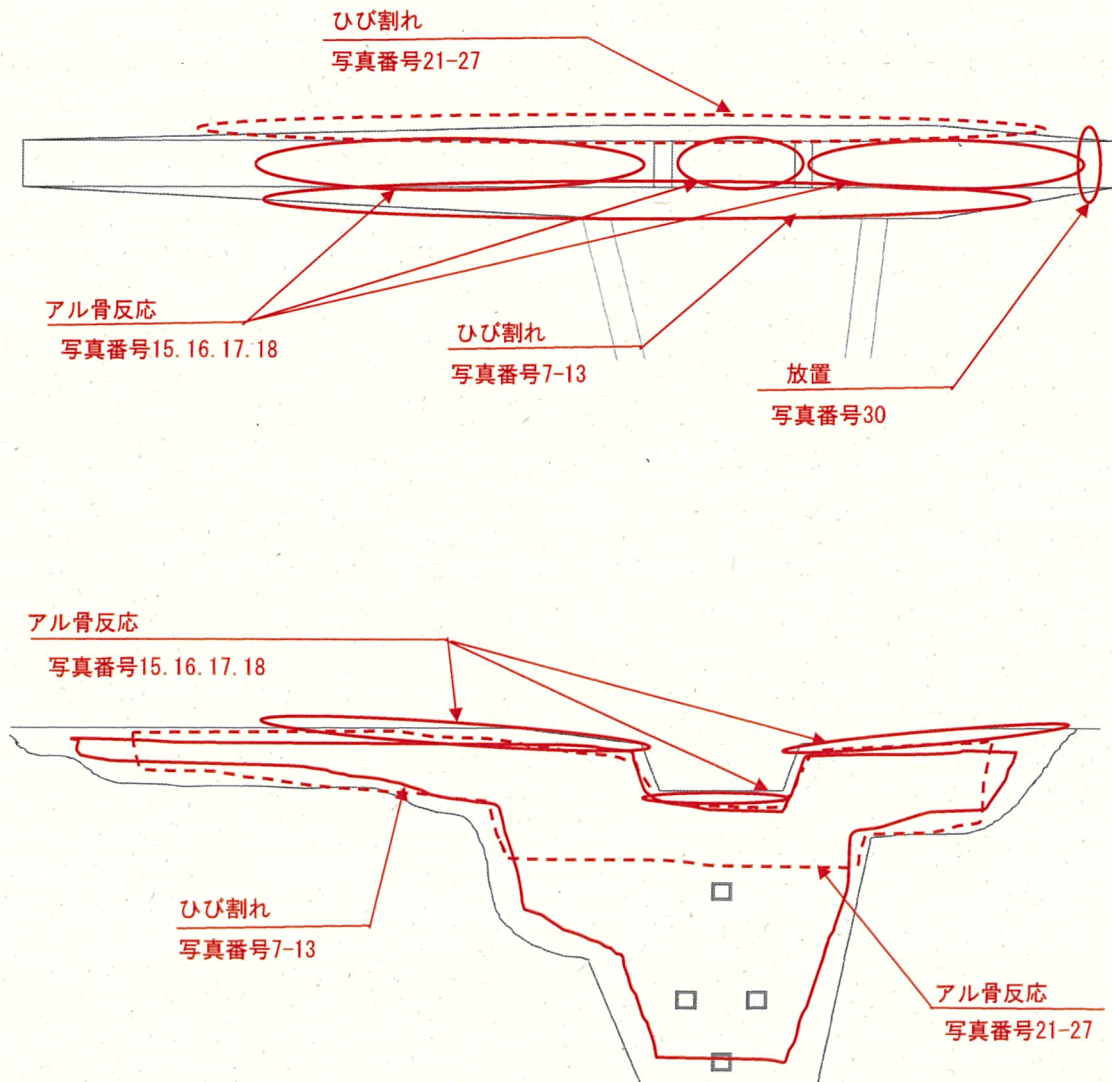
点検者: ○○、○○

記入者: ○○

変状位置図

※変状のある位置を様式-5と対比できるように構造図等に記載する。

SAMPLE
更新なし



溪流名: ○○川

点検日時: 20YY/MM/DD

××コンサルタント(株)

点検者: ○○.○○

記入者: ○○

点検箇所名: 堰堤工

部位	変状箇所	変状種別	点検実施年度				経年変化に対するコメント
			令和元年(前回)		令和2年(今回)		
本堰堤	本体下流側	ひび割れ	写真番号:	写真番号: 10	写真番号:	写真番号:	全面的にひび割れ W=5mm、L=40m 左右岸袖上流を含む
			撮影日	撮影日 20YY/MM/DD	撮影日	撮影日	
							
			変状レベル:	変状レベル: b	変状レベル:	変状レベル:	
本堰堤	右岸袖天端	アル骨反応	写真番号:	写真番号: 15	写真番号: 15	写真番号:	全面的に亀甲状のひび割れ t=5mm、W=30m、L=1.8m
			撮影日	撮影日 20YY/MM/DD	撮影日 2019/8/14	撮影日	
							
			変状レベル:	変状レベル: c	変状レベル: c	変状レベル:	
本堰堤	水通し	アル骨反応	写真番号:	写真番号: 16	写真番号: 16	写真番号:	全面的に亀甲状のひび割れ t=5mm、W=6m、L=2m
			撮影日	撮影日 20YY/MM/DD	撮影日 2019/8/14	撮影日	
							
			変状レベル:	変状レベル: c	変状レベル: c	変状レベル:	
本堰堤	左岸袖天端	アル骨反応	写真番号: 17	写真番号:	写真番号:	写真番号:	全面的に亀甲状のひび割れ t=5mm、W=10m、L=1.8m
			撮影日 20YY/MM/DD	撮影日	撮影日	撮影日	
							
			変状レベル:	変状レベル: c	変状レベル:	変状レベル:	
本堰堤	本体上流側	アル骨反応	写真番号: 24	写真番号:	写真番号:	写真番号:	全面的に亀甲状のひび割れ t=3~5mm、H=3m、L=45m 右岸袖上流を含む
			撮影日 20YY/MM/DD	撮影日	撮影日	撮影日	
							
			変状レベル:	変状レベル: c	変状レベル:	変状レベル:	

SAMPLE
変状レベル「b」
様式修正
写真一部更新
日付追記

対策 種別	施設 種別	構造物 種別	材 料	変状 レベル	点 検 項 目	チェック
砂防設備	砂防堰堤 床固工 落差工	本堰堤 副堰堤 垂直壁	コンクリート類	c	・ 水通し部半分以上に大きな摩耗が確認される。 ・ 水通し部天端石の半分以上に欠損が確認される。 ✓ 本体部に水平方向に半分以上のひび、上下流に半分以上のひびが確認される。 ✓ 袖部に水平方向の半分以上のひび、上下流に半分以上のひびが確認される。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 構造物の3ブロック分割したうちの半分以上の範囲にわたり、噴出漏水が確認される。 ・ 構造体の3ブロック分割したうちの半分以上の範囲にわたり、破損が確認される。 ・ 構造物に大きな変形（移動、傾倒、はらみだし）が確認される。 ✓ その他の変状（アル骨反応による亀甲状のひびが確認される。）	○
				b	・ 水通し部に部分的な摩耗（堤冠材量の流出）が認められる。 ・ 水通し部天端石の部分的な欠損が確認される。 ・ 本体部に部分的な水平方向のひびが確認される。 ・ 袖部に部分的な水平方向のひびが確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 構造物の部分的に、噴出漏水が確認される。 ・ 構造体の一部で、破損が確認される。 ・ 構造物の微少な変形（移動、傾倒、はらみだし）が確認される。 ・ その他の変状（袖部天端から上下流面にかけ軽微なひびが確認される。）	
				a	✓ 水通し部に摩耗は確認されない。 ✓ 水通し部天端石の欠損は確認されない。 ・ 本体部に、水平方向のひびは確認されない。 ・ 袖部に、水平方向のひびは確認されない。 ✓ 洗掘は確認されない。 ✓ しみ出し程度の漏水あるいは漏水は確認されない。 ✓ 構造体に破損は確認されない。 ✓ 構造体に変形（移動、傾倒、はらみだし）は確認されない。 ・ その他の変状（ ）	
			鋼製	c	・ 半分以上の範囲にわたり、壁面材の破損が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、中詰材の流出が認められる。 ・ 中詰材の流出を伴うような漏水、半分以上の範囲の漏水が確認される。 ・ 半分以上の範囲にわたって鋼管の破損（管径半分以上の凹み、破断等）が確認される。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ その他の変状（ ）	
				b	・ 一部の範囲で、壁面材の破損が確認される。 ・ 一部の範囲で、中詰材の流出が認められる。 ・ 部分的な漏水が確認される。 ・ 部分的に鋼管の破損（管径半分以上の凹み、破断等）が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ その他の変状（ ）	
				a	・ 壁面材の破損は認められない。 ・ 中詰材の流出は認められない。 ・ 漏水は確認されない。 ・ 鋼管の破損（管径半分以上の凹み、破断等）は確認されない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ その他の変状（ ）	
	砂防堰堤 床固工 落差工	側壁護岸	コンクリート類	c	・ 基礎面に達する大きな摩耗が生じ、護岸機能の低下が確認される。 ・ 各ブロック半分以上の水平方向のひび、背面まで連続したひびが確認される。 ・ 半分以上の範囲にわたり、噴出漏水が確認される。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたって、破損が確認される。 ・ その他の変状（ ）	
				b	・ 摩耗が生じているが、規模が小さく機能低下は生じていない。 ・ 部分的な水平方向のひびが確認される。 ・ 部分的に、漏水が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、破損が確認される。 ・ その他の変状（ ）	
				a	✓ 摩耗は認められない。 ✓ 水平方向のひびは確認されない。 ✓ しみ出し程度の漏水あるいは漏水は確認されない。 ✓ 洗掘は確認されない。 ✓ 破損は確認されない。 ・ その他の変状（ ）	○

SAMPLE
更新なし

対策 種別	施設 種別	構造物 種別	材 料	変状 レベル	点 検 項 目	チェック
砂防設備	砂防堰堤 床固工 落差工	側壁護岸	鋼製	c	・ 半分以上の範囲にわたり、壁面材の破損が認められる。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたり、中詰材の流出が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、壁面材の破損が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、中詰材の流出が認められる。 ・ 一部の範囲で、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 壁面材の破損は認められない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ 中詰材の流出は認められない。 ・ 背面土砂の流出は認められない。 ・ その他の変状 ()	
			コンクリート類	c	・ 半分以上の範囲にわたり、破損が確認される。 ・ 基礎面に達する摩耗が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 部分的な範囲で、破損が確認される。 ・ 部分的な範囲で、摩耗が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				a	✓ 局所的な破損あるいは破損は認められない。 ✓ 局所的な摩耗あるいは摩耗は認められない。 ・ その他の変状 ()	○
			鋼製	c	・ 半分以上の範囲にわたり、壁面材の破損が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、中詰材の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、壁面材の破損が確認される。 ・ 一部の範囲で、中詰材の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 壁面材の破損は認められない。 ・ 中詰材の流出は認められない。 ・ その他の変状 ()	
	附帯施設	取付護岸工	コンクリート類	c	・ 基礎面に達する摩耗が生じ、護岸機能の低下が確認される。 ・ 水平方向に半分以上のひび、背面まで連続したひびが確認される。 ・ 半分以上の範囲にわたり、噴出漏水が確認される。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたって、破損が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 摩耗が生じているが、規模が小さく機能低下は生じていない。 ・ 部分的な水平方向のひびが確認される。 ・ 部分的に、漏水が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、破損が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 摩耗は認められない。 ・ 水平方向のひびは確認されない。 ・ 滲み出し程度の漏水あるいは漏水は確認されない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ 破損は確認されない。 ・ その他の変状 ()	
			鋼製	c	・ 半分以上の範囲にわたり、壁面材の破損が認められる。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたり、中詰材の流出が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、壁面材の破損が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、中詰材の流出が認められる。 ・ 一部の範囲で、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 壁面材の破損は認められない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ 中詰材の流出は認められない。 ・ 背面土砂の流出は認められない。 ・ その他の変状 ()	

SAMPLE
更新なし

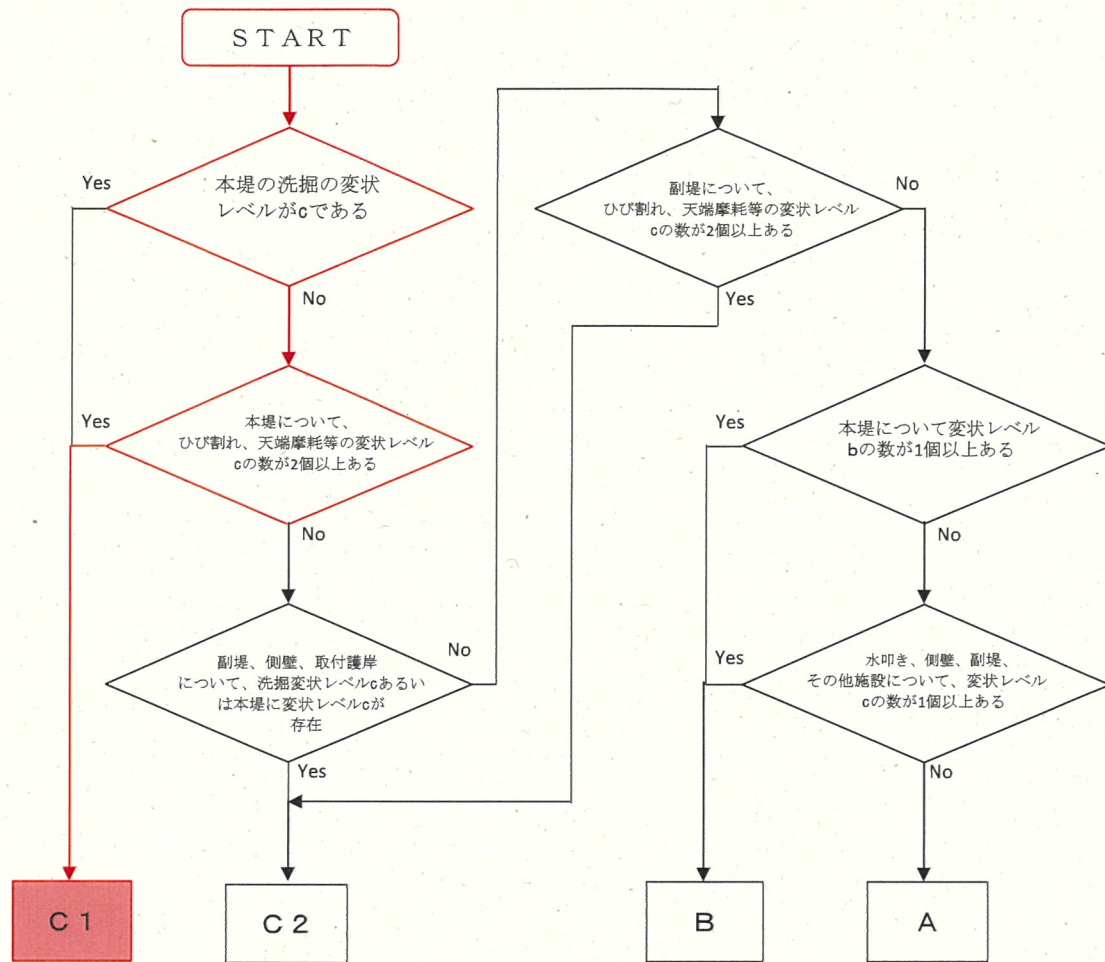
点検チェックシート: ユニット12E

3/3

対策 種別	施設 種別	構造物 種別	材 料	変状 レベル	点 検 項 目	チェック
砂防設備	附帯施設	底板工	コンクリート類	c	・ 半分以上の範囲にわたり、破損が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、規模の大きな摩耗が認められる。 ・ 半分以上の範囲で、基礎底面に及ぶ大きな開口亀裂が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、破損が確認される。 ・ 部分的な摩耗が認められる。 ・ 部分的な、開口亀裂が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 破損は認められない ・ 摩耗は認められない。 ・ 亀裂は認められない。 ・ その他の変状 ()	
	流路工	護岸工	コンクリート類	c	・ 基礎面に達する摩耗が生じ、護岸機能の低下が確認される。 ・ 水平方向に半分以上のひび、背面まで連続したひびが確認される。 ・ 半分以上の範囲にわたり、噴出漏水が確認される。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたって、破損が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 摩耗が生じているが、規模が小さく機能低下は生じていない。 ・ 部分的な水平方向のひびが確認される。 ・ 部分的に、漏水が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、破損が確認される。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 摩耗は認められない。 ・ 水平方向のひびは確認されない。 ・ しみ出し程度の漏水あるいは漏水は確認されない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ 破損は確認されない。 ・ その他の変状 ()	○
			鋼製	c	・ 半分以上の範囲にわたり、壁面材の破損が認められる。 ・ 洗掘により、基礎面が露出あるいは空洞が認められる場合。 ・ 半分以上の範囲にわたり、中詰材の流出が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、壁面材の破損が確認される。 ・ 洗掘が認められるが、基礎面が露出は確認されない。 ・ 一部の範囲で、中詰材の流出が認められる。 ・ 一部の範囲で、背面土砂の流出が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 壁面材の破損は認められない。 ・ 洗掘は確認されない。 ・ 中詰材の流出は認められない。 ・ 背面土砂の流出は認められない。 ・ その他の変状 ()	
		底板工	コンクリート類	c	・ 半分以上の範囲にわたり、破損が認められる。 ・ 半分以上の範囲にわたり、規模の大きな摩耗が認められる。 ・ 半分以上の範囲で、基礎底面に及ぶ大きな開口亀裂が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				b	・ 一部の範囲で、破損が確認される。 ・ 部分的な摩耗が認められる。 ・ 部分的な、開口亀裂が認められる。 ・ その他の変状 ()	
				a	・ 破損は認められない ・ 摩耗は認められない。 ・ 亀裂は認められない。 ・ その他の変状 ()	○

SAMPLE
更新なし

堰堤工



「C1」：補修改築が必要
「C2」：補修改築が必要だが当面は経過観察
「B」：経過観察
「A」：対策不要

SAMPLE
更新なし

数量総括表

数 量 総 括 表

【 八頭県土整備事務所管内(智頭町) (その4) 】

工事区分・工種・種別・細別	規 格	単位	当初数量	変更数量	摘 要
長寿命化点検業務					
計画準備					
(1) 計画準備		業務	1		
砂防					
事前準備					
(2)-1 資料収集整理		業務	1		
施設点検					
(3)-1 現地踏査	既存施設	km	18.6		
(3)-2 砂防設備点検	既存施設	km	1.9		全体の1割を想定 18.6*10%
(3)-3 点検結果とりまとめ	既存施設	業務	1		補正係数 $\alpha = 0.4$
(3)-4 補修計画のシステム登録	既存施設	ユニット	4		全体の1割を想定 40*10%
(4) 健全度評価	既存施設	ユニット	4		全体の1割を想定 40*10%
協議・報告書					
報告書作成		業務	1		補正係数 $\alpha = 0.4$
設計業務					
砂防設備					
(5) 修繕等の優先順位の設定	既存施設	ユニット	33		前回評価C2, B, Aを想定 $C2+B+A=5+9+19$
(6) 対策工法の選定及び概算工事費の算出	既存施設	ユニット	33		前回評価C2, B, Aを想定 $C2+B+A=5+9+19$
(7) 経過観察方法の検討	既存施設	ユニット	33		前回評価C2, B, Aを想定 $C2+B+A=5+9+19$
(8) 年次計画の更新	既存施設	ユニット	33		前回評価C2, B, Aを想定 $C2+B+A=5+9+19$